

公聴会における公述意見の要旨と市の考え方

■公述人1

公述意見の要旨	市の考え方
<p>南耕地の都市開発案推進は賛成です。南側の道路等の整備は十分に対策が施行されると思います。今日私が公述する内容は、南耕地ではありません。東側、北東と言ったほうが良いと思いますが、その公述をさせていただきたいと思います。</p> <p>まず、第三京浜道路の替え地として、私どもは公団より受領いたしましたところで事業をやっておりますが、その当時の事業所は2軒しか今はありません。</p> <p>一番問題になっているのは、第三京浜道路の東側の道路の曲がり角です。大型のトラックが1台やっと通れるような状態です。</p> <p>それと、その替え地をいただいた評価額によって、固定資産税はそれで決められているのですが、40年間そのままの状態です。固定資産税の減額について何回も緑区役所に行きましたが、回答はありません。</p> <p>それで、私どもはそれを改善してほしいというお願いです。</p> <p>要するに、その曲がり角は危ないので、計画、相談、それによって安全対策の解決策を提示してほしい。</p> <p>それと、固定資産税の減額をお願いしたい。</p> <p>経緯を申し上げますと、第三京浜道路ができ上がった時点で替え地、このときは、道路は農道だけです。私どもは、車が入れないので、自分の土地を削って協力しました。それは、自分たちのためでしたから。</p> <p>それが、小机大橋ができると一遍に変わりました。道路公団は第三京浜に沿って道路をつくり、農道は整備され、市道のような状態になりました。それもまた、緑区役所に苦情を言っても改善されませんでした。</p> <p>それでまた変わったのは、今回のインターをつくるのに当たって、そのメイン道路のポンプ場からインターまでの道路をふさいだのです。</p> <p>そのために大型車が頻繁にその角を曲がるので、大変危険な状態です。皆さん、何回も見に来ていただいて御承知のことだと思っております。幸いにしてこの南耕地で開発されるということで、周辺の道路事情をもう少しお考えになっていただき、御相談、お願い、そういうことを公述にいたしたいと思っております。</p>	<p>ご意見をいただいた曲がり角については、通行する大型車などの交通量を抑制するため、道路管理者である都筑土木事務所としても、交通管理者である都筑警察署とともに、周辺の事業所に対し、通行経路の変更にご協力いただけるよう、働きかけていきます。</p> <p>また、固定資産の価格は、総務大臣が定めた「固定資産評価基準」に基づいて評価され、市長がその価格を決定し、固定資産課税台帳に登録します。個別の土地の評価内容に関して、ご不明な点がございましたら、お手数ですが都筑区税務課までご相談下さい。</p> <p>川向町南耕地地区土地区画整理事業においては、優れた交通利便性を生かした産業の誘致・集積などの戦略的な土地利用を目的に、周辺環境に配慮しつつ、インターチェンジ周辺にふさわしいまちづくりを進めてまいりますので、引き続きご理解、ご協力を賜りますよう、よろしくお願い致します。</p>